

高知くらしの護身術

318

多重債務

無料の相談会利用を

(2014年4月8日掲載原稿)

多重債務で悩んでいませんか。県立消費生活センターは2007年度から、弁護士による無料相談会を毎月1回実施しています。事前に相談者から債務内容や生活状況を聞き取り、弁護士が相談者に適した債務の整理方法を助言します。

債務整理の方法としては、「任意整理」「特定調停」「民事再生」「自己破産」があります。お金の問題、特に借金のことはなかなか他人には話にくく、長年、誰にも相談できないまま支払いを続ける方も多いようです。

また、債務整理について知っていても「住宅ローンがあり、自宅を手放したくない」「債務整理をすると、家族に何か影響があるのではないか」などの不安があり、ためらう方もいます。一定の要件はありますが、住宅ローンが残っていても自宅を手放すことなく、債務整理を行うことも検討できます。自分や家族への影響についても質問できます。

相談日時は毎月第3月曜日の午後2時から午後5時まで。4月は21日に開催します。秘密厳守なので、電話でご予約の上、ぜひご利用ください。また、相談会以外でもセンターに来所していただければ、債務内容を聞き取った上で法律専門家への相談の予約などのお手伝いをしています。

最近の傾向として「違法なヤミ金融から借金し、強引な取り立てにあって困っている」という相談が再び増加しています。ヤミ金融からの借金に返済義務はありませんが、返済を迫る電話が職場や家族へかけられるなどの嫌がらせが続くと大変。ヤミ金融と分かっていたら、絶対利用してはいけません。